

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年5月22日(2014.5.22)

【公開番号】特開2012-222503(P2012-222503A)

【公開日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2011-84499(P2011-84499)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月7日(2014.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のコンテンツの再生を制御する再生制御部を備え、

前記再生制御部は、

前記所定のコンテンツを他の情報処理装置と同期して再生する場合に、前記他の情報処理装置における前記所定のコンテンツの再生状態を示す情報を受信し、前記所定のコンテンツを前記他の情報処理装置と同期して再生するに際し、受信した前記情報に応じて、前記所定のコンテンツと他のコンテンツとを切り替えて再生する制御をする

情報処理装置。

【請求項2】

前記再生制御部は、

前記他の情報処理装置において前記所定のコンテンツの再生が一時停止されたことを示す情報を受信した場合、前記所定のコンテンツの再生を一時停止して前記他のコンテンツの再生に切り替え、

前記他の情報処理装置において前記所定のコンテンツの再生の一時停止が解除されたことを示す情報を受信した場合、前記他のコンテンツの再生を停止して前記所定のコンテンツの再生に切り替える

請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記再生制御部は、前記所定のコンテンツの内容の盛上りの度合いを示す盛上り特性の値が、所定の閾値以下となった場合に、前記所定のコンテンツの再生を一時停止して前記他のコンテンツの再生に切り替える

請求項1または2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記所定のコンテンツを再生する再生モードとして、前記他の情報処理装置と同期して再生する同期再生モードと、前記他の情報処理装置と非同期に再生する通常再生モードとのうち一方から他方へ切り替える再生モード切替部を

さらに備え、

前記再生制御部は、前記再生モード切替部により前記同期再生モードに切り替えられた場合、前記他の情報処理装置における前記所定のコンテンツの再生状態を示す情報を受信

する

請求項 1 乃至 3 のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項 5】

前記再生制御部は、前記所定のコンテンツの音声レベルが一定のレベル以下となった場合、またはシーンチェンジが検出された場合に、前記所定のコンテンツの再生を一時停止して前記他のコンテンツの再生に切り替える

請求項 1 乃至 4 のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項 6】

前記再生制御部により前記他の情報処理装置において前記所定のコンテンツの再生が一時停止されたという情報が受信された場合、前記他の情報処理装置における前記所定のコンテンツの再生の一時停止時間の計測を開始する計時部をさらに備える

請求項 1 乃至 5 のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項 7】

前記再生制御部は、前記計時部により計測されている前記一時停止時間が予め設定された許容時間を超えた場合、前記他のコンテンツの再生を前記所定のコンテンツの再生に切り替える

請求項 6 に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記計時部は、前記一時停止時間が前記許容時間を超えた場合、前記許容時間を超えてからの一時停止時間の計測を開始する

請求項 6 または 7 に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

前記再生制御部は、前記一時停止時間が許容時間を超えた後で、前記他の情報処理装置において前記所定のコンテンツの再生の一時停止が解除されたという情報を受信した場合、その後の前記所定のコンテンツの再生を、前記許容時間を超えてからの一時停止時間の分だけ遅延する

請求項 8 に記載の情報処理装置。

【請求項 10】

前記再生制御部は、前記所定のコンテンツの再生を、前記許容時間を超えてからの一時停止時間の分だけ遅延させるために、前記所定のコンテンツの前記盛上り特性の値が所定の閾値以下となった場合に、前記所定のコンテンツの再生を前記他のコンテンツの再生に切り替える処理を、前記盛上り特性の値が所定の閾値以下である区間分の前記他のコンテンツの再生が、前記許容時間を超えてからの一時停止時間の分になるまで繰り返す

請求項 9 に記載の情報処理装置。

【請求項 11】

前記再生制御部は、前記所定のコンテンツの再生を、前記許容時間を超えてからの一時停止時間の分だけ遅延させるために、前記所定のコンテンツの前記盛上り特性の値が所定の閾値以下となった場合に、前記所定のコンテンツの再生を前記他のコンテンツの再生に切り替える処理を、前記盛上り特性の値が所定の閾値以下である区間分の前記他のコンテンツの再生が、前記許容時間を超えてからの一時停止時間から前記所定のコンテンツの所定の区間の再生時間を除いた分になるまで繰り返す

請求項 9 または 10 に記載の情報処理装置。

【請求項 12】

前記他のコンテンツは、前記所定のコンテンツに関する内容のコンテンツ、広告コンテンツ、または前記ユーザの嗜好を反映した内容のコンテンツである

請求項 1 乃至 11 のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項 13】

前記再生制御部により前記所定のコンテンツまたは前記他のコンテンツが再生されている最中に、前記他の情報処理装置との間で送受信されるテキストデータを表示する表示部を

さらに備える請求項1乃至11のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項14】

前記所定のコンテンツ及び前記他のコンテンツは、ネットワークを介してストリーミング配信されたものであり、

前記ストリーミング配信された前記所定のコンテンツ及び前記他のコンテンツを記録する記録部を

さらに備え、

前記再生制御部は、受信した前記情報に応じて、前記記録部に記録された前記所定のコンテンツと前記他のコンテンツとを切り替えて再生する制御をする

請求項1乃至13のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項15】

前記他のコンテンツは、ネットワークを介してストリーミング配信されたものであり、

前記ストリーミング配信された前記他のコンテンツ、及び前記所定のコンテンツを記録する記録部を

さらに備え、

前記再生制御部は、受信した前記情報に応じて、前記記録部に記録された前記所定のコンテンツと前記他のコンテンツとを切り替えて再生する制御をする

請求項1乃至13のいずれかに記載の情報処理装置。

【請求項16】

所定のコンテンツの再生を制御する再生制御ステップを含み、

前記再生制御ステップの処理は、

前記所定のコンテンツを他の情報処理装置と同期して再生する場合に、前記他の情報処理装置における前記所定のコンテンツの再生状態を示す情報を受信し、前記所定のコンテンツを前記他の情報処理装置と同期して再生するに際し、受信した前記情報に応じて、前記所定のコンテンツと他のコンテンツとを切り替えて再生する制御をする

情報処理方法。

【請求項17】

所定のコンテンツの再生を制御し、

前記所定のコンテンツを他の情報処理装置と同期して再生する場合に、前記他の情報処理装置における前記所定のコンテンツの再生状態を示す情報を受信し、前記所定のコンテンツを前記他の情報処理装置と同期して再生するに際し、受信した前記情報に応じて、前記所定のコンテンツと他のコンテンツとを切り替えて再生する制御をする

制御処理をコンピュータに実行させるプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0101

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0101】

具体的には、図6Bに示されるように、表示装置12-2では、時刻t_{a1}から時刻t_{a2}の間に、コンテンツC2として共同視聴コンテンツ41のシーン41-3が再生された。したがって、表示装置12-2では、表示装置12-1でコンテンツC1として共同視聴コンテンツ41のシーン41-3の再生が終わる時刻t_{b2}まで、コンテンツC2として個別CMコンテンツ51-2の再生が続けられる。なお、図6Bの例では、個別CMコンテンツ51-2は、時刻t_{b1}から時刻t_{b2}の間に、シーン51-21乃至51-2kが再生される。そして、時刻t_{b2}で、コンテンツC2は、個別CMコンテンツ51-2kから、共同視聴コンテンツ41のシーン41-4に切り替えられる。したがって、時刻t_{b2}は、表示装置12-2の共同視聴コンテンツ41の一時停止解除点となる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0103

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

このように、コンテンツC2を、共同視聴コンテンツ41から個別CMコンテンツ51
_2に切り替えるタイミングとして、共同視聴コンテンツ41の盛上り特性に応じたタイ
ミングを採用することで、ユーザU2の違和感が減少すると想定できる。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0114

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0114】

表示装置12-1の共同視聴コンテンツ41の一時停止時間t_pが許容時間t_hを超えると、その時点から新たに一時停止時間t_xの計測が開始される。すなわち、一時停止時間t_pが許容時間t_hを超えた時刻t_b2から、コンテンツC1としての共同視聴コンテンツ41の一時停止時間t_xの計測が開始される。コンテンツC1として共同視聴コンテンツ41についての一時停止時間t_xが継続されている間、表示装置12-1では共同視聴コンテンツ41の一時停止状態が続くのに対して、表示装置12-2側では共同視聴コンテンツ41の再生が続けられる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0115

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0115】

その後、図7Aに示されるように、表示装置12-1では、時刻t_a2に、コンテンツC1としての共同視聴コンテンツ41の一時停止状態が解除されたとする。すると、表示装置12-1では、コンテンツC1として、共同視聴コンテンツ41のシーン41-3から再生が開始される。すなわち、時刻t_a2は、表示装置12-1の共同視聴コンテンツ41の一時停止解除点となる。なお、コンテンツC1の共同視聴コンテンツ41の一時停止時間t_xは、コンテンツC2の共同視聴コンテンツ41の一時停止解除点である時刻t_b2から、コンテンツC1の共同視聴コンテンツ41の一時停止解除点である時刻t_a2までの時間となる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0116

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0116】

時刻t_a2以降は、コンテンツC1としてもコンテンツC2としても共同視聴コンテンツ41が再生される。しかしながら、コンテンツC1は、表示装置12-2のコンテンツC2の共同視聴コンテンツ41の一時停止時間t_pの間に、コンテンツC2として再生された分の共同視聴コンテンツ41のシーンの再生が遅れている。すなわち、表示装置12-1, 12-2の各々において再生されている共同視聴コンテンツ41は、表示装置12-1の共同視聴コンテンツ41の一時停止時間t_pの分だけズレが生じている。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0117

【補正方法】変更

【補正の内容】**【0 1 1 7】**

したがって、時刻 t_{a2} 以降、表示装置 12 - 2 は、コンテンツ C 2 として適宜個別 CM コンテンツ 51 - 2 の再生を挟むことによって、時間 t_p 分のズレを解消させる。この場合にも、表示装置 12 - 2 がコンテンツ C 2 を共同視聴コンテンツ 41 から個別 CM コンテンツ 51 - 2 に切り替えるか否かの判断要素として、ユーザ U 2 の違和感を減少させるために、共同視聴コンテンツ 41 の盛上り特性が採用される。

【手続補正 8】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 1 1 9****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 1 1 9】**

表示装置 12 - 1, 12 - 2 の各々で共同視聴コンテンツ 41 の再生されている部分の時間的ズレが解消されるまで、表示装置 12 - 2 は、コンテンツ C 2 として個別 CM コンテンツ 51 - 2 を挿入し、その後共同視聴コンテンツ 41 に再度切り替えるといった処理を繰り返し実行する。すなわち、表示装置 12 - 2 では、時刻 t_{a2} 以降、表示装置 12 - 1 側での共同視聴コンテンツ 41 の一時停止時間 t_p の分だけ、共同視聴コンテンツ 41 が遅延して再生される。

【手続補正 9】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 1 2 8****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 1 2 8】**

時刻 t_{a2} 以降は、コンテンツ C 1 としてもコンテンツ C 2 としても共同視聴コンテンツ 41 が再生される。しかしながら、コンテンツ C 1 は、表示装置 12 - 1 のコンテンツ C 1 の共同視聴コンテンツ 41 の一時停止時間 t_p の間に、コンテンツ C 2 として再生された分の共同視聴コンテンツ 41 のシーンの再生が遅れている。すなわち、表示装置 12 - 1, 12 - 2 の各々において再生されている共同視聴コンテンツ 41 は、表示装置 12 - 1 の共同視聴コンテンツ 41 の一時停止時間 t_p の分だけズレが生じている。

【手続補正 10】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 2 1 0****【補正方法】変更****【補正の内容】****【0 2 1 0】**

これにより、ユーザ U 1 は、ユーザ U 1 用の表示装置 12 - 1 で再生されている共同視聴コンテンツ 41 と、他のユーザの表示装置 12 で表示されている共同視聴コンテンツ 41 の再生位置を把握することができる。例えば、ユーザ U 1 が、共同視聴コンテンツ 41 の視聴場所から所定時間離れた場合には、表示装置 12 - 1 で再生されている共同視聴コンテンツ 41 は、所定時間分遅れて再生されているので、枠 191 と再生位置表示タグ 192 の位置にはズレが生じる。

【手続補正 11】**【補正対象書類名】明細書****【補正対象項目名】0 2 3 6****【補正方法】削除****【補正の内容】**